

林地開発許可に関する審査基準等について

令和 7 (2025) 年 11 月 栃 木 県

知事が行う森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項に規定する許可に当たっては、下記の通知を行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 8 号ロの審査基準とします。

また、許可についての標準処理期間を、下記のとおりとします。

記

1 審査基準

- ・ 開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整治第 2396 号農林水産事務次官通知）
- ・ 開発行為の許可基準等の運用について（令和 4 年 11 月 15 日付け 4 林整治第 1188 号林野庁長官通知）

2 標準処理期間

申請書の処理期間（申請書が環境森林事務所等に到達した日から当該申請に対する処分を行うまでの日数）は、90 日を標準とします。

なお、次に掲げる日数は、標準処理期間に含まれません。

- ・ 申請者が申請書類等を補正するために要する日数
- ・ 関係他法令との調整に要する日数
- ・ 栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第 2 号）第 2 条に規定する休日の日数

3 適用期日

この審査基準等は、令和 7 (2025) 年 11 月 1 日から適用する。ただし、同年 10 月 31 日までに申請された許可については、なお従前の例による。